

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月10日

【会社名】 アルインコ株式会社

【英訳名】 ALINCO INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 山 勝 弘

【本店の所在の場所】 大阪府高槻市三島江1丁目1番1号  
(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記で行っております。

【電話番号】 (072)677 - 0316(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼施工安全管理室担当 岸 田 英 雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区高麗橋4丁目4番9号

【電話番号】 (06)7636 - 2222(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼施工安全管理室担当 岸 田 英 雄

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	2,277,154,000円
オーバーアロットメントによる売出し	358,191,900円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額の計であり、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。  
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,200,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成26年11月10日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成26年11月10日(月)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,200,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数1,000,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「一般募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から330,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、平成26年11月10日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式330,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

平成26年11月18日(火)から平成26年11月20日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1) 【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	1,200,000株	1,242,084,000	621,042,000
	自己株式の処分	1,000,000株	1,035,070,000	
計（総発行株式）		2,200,000株	2,277,154,000	621,042,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定 日の株式会社東京 証券取引所にお ける当社普通株 式の普通取引の 終値(当日に終 値のない場合は 、その日に先立 つ直近日の終値 )に0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨 て)を仮条件とし ます。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 平成26年11月21日(金) 至 平成26年11月25日(火) (注) 3	1株につき発行 価格と同一の金 額	平成26年11月28日(金)

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年11月18日(火)から平成26年11月20日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [URL] <http://www.alinco.co.jp/> ) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年11月17日(月)から平成26年11月20日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年11月18日(火)から平成26年11月20日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年11月18日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年11月19日(水) 至 平成26年11月20日(木)」

発行価格等決定日が平成26年11月19日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年11月20日(木) 至 平成26年11月21日(金)」

発行価格等決定日が平成26年11月20日(木)の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、平成26年12月1日(月)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社近畿大阪銀行 本町営業部	大阪府大阪市西区京町堀1丁目6番5号
株式会社みずほ銀行 大阪中央支店	大阪府大阪市中央区北浜3丁目6番13号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,540,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	220,000株	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	176,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	110,000株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	110,000株	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	44,000株	
計		2,200,000株	

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,277,154,000	17,000,000	2,260,154,000

- (注) 1 払込金額の総額（発行価額の総額の計）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額（発行価額の総額の計）は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【手取金の使途】

当社グループの手掛ける建設用仮設機材については、東日本大震災後の復興需要の高まりや、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催等を背景にした社会インフラの改修整備によって建設投資が中・長期的に高い水準で推移すると想定しており、今後の需要増加に備えた設備投資が必要な状況であります。

このような状況を踏まえ、上記差引手取概算額2,260,154,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限338,573,100円と合わせ、手取概算額合計上限2,598,727,100円について、900,000,000円を平成27年12月までに兵庫第二工場の新工場棟兼製品倉庫建設に係る設備投資資金に、530,000,000円を平成27年3月までにフック付足場板生産ライン敷設に係る設備投資資金に、1,168,727,100円を平成29年3月までの次世代足場等のレンタル資産の取得資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

兵庫第二工場の新工場棟兼製品倉庫については、既存2工場（兵庫第一工場、兵庫第二工場）のアルミ関連製品生産ラインを新工場棟に集約し生産効率化を図るとともに、製品倉庫は自社倉庫機能の充実により外部倉庫から自社倉庫への在庫の移管により保管コストの合理化を図るものであります。

フック付足場板生産ラインについては、近年需要が旺盛なフック付足場板の増産に対応するものであります。

また、次世代足場等のレンタル資産への投資については、仮設機材レンタル市場において旧来の枠組足場から次世代足場に切り替えが進みつつある状況のなかで、当社グループが保有するレンタル資産についても施工性に優れた次世代足場への切り替えを図ることで、資産の高付加価値化と競争力向上を進めるためのものであります。

なお、設備計画の内容につきましては、本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）現在（ただし、既支払額については平成26年10月20日現在）、以下のとおりとなっております。また、後記「第三部 追完情報 3 設備計画の変更」と同様の内容であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	新工場棟兼 製品倉庫	900	-	増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 6月	平成27年 12月	(注) 2
提出会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	フック付 足場板 生産ライン	690	160	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成26年 8月	平成27年 3月	(注) 3
提出会社	全国営業所	レンタル 関連事業	レンタル 資産（次世 代足場等）	1,700	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 1月	平成29年 3月	(注) 4

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
- 2 新工場棟に既存2工場（兵庫第一工場、兵庫第二工場）のアルミ関連製品生産ラインを集約することで効率化を図るとともに、外部倉庫にある在庫を製品倉庫に移管することで合理化を図るものであります。
- 3 兵庫第二工場の新工場棟にアルミ関連製品生産ラインを集約することに伴い、既存の工場棟に新たにフック付足場板生産ラインを設置するもので、完成後は当該製品の生産能力は設置前に比べておよそ67%増加する見込みです。
- 4 完成後の増加能力については、その貸出能力の合理的な測定が困難である為、記載を省略しております。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	330,000株	358,191,900	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から330,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.alinco.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

#### 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 3 売出価額の総額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成26年11月21日(金) 至 平成26年11月25日(火) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件(2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成26年12月1日(月)であります。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成26年12月1日(月)に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定であります。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から330,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、330,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年11月10日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式330,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成26年12月17日(水)を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月10日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 330,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (4) 割当先        | 野村證券株式会社       |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成26年12月16日(火) |
| (6) 払込期日       | 平成26年12月17日(水) |
| (7) 申込株数単位     | 100株           |
- 2 シンジケートカバー取引期間は、  
発行価格等決定日が平成26年11月18日(火)の場合、「平成26年11月21日(金)から平成26年12月10日(水)までの間」  
発行価格等決定日が平成26年11月19日(水)の場合、「平成26年11月22日(土)から平成26年12月10日(水)までの間」  
発行価格等決定日が平成26年11月20日(木)の場合、「平成26年11月26日(水)から平成26年12月10日(水)までの間」  
となります。

### 3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるアルメイト株式会社、井上雄策、井上敬策及び井上商事株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。



## 第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（\*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（\*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（\*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（\*2）に係る有価証券の借入れ（\*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年11月11日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年11月18日から平成26年11月20日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.alinco.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「会社の概要」から「業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

## 会社の概要（平成26年3月20日現在）

- 社 名 アルインコ株式会社
- 設 立 昭和45年7月
- 資 本 金 55億7,155万円
- 本店所在地 大阪府高槻市三島江1丁目1番1号  
(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記で行っております。
- 本社事務所 大阪市中央区高麗橋4丁目4番9号
- 工 場 兵庫第一工場  
兵庫第二工場
- 従 業 員 数 連結：853人  
単体：644人

## 沿革

年月	概要
昭和45年7月	井上鉄工株式会社設立。(本店所在地大阪府高槻市)
昭和47年10月	アルミ製梯子(住宅用)の製造を開始し、同製品の販売部門としてアルメイト株式会社を設立。
昭和52年7月	工業用無線機器の製造を開始し、同製品の販売部門として、アルインコ電子株式会社を設立。 同製品の貿易部門としてアルインコ貿易株式会社を設立。
昭和54年6月	仮設機材のリース、レンタル部門として、アルインコ建材リース株式会社を設立。
昭和58年3月	アルメイト株式会社より営業の譲渡を受ける。
3月	社名を「アルインコ株式会社」に変更。
昭和62年1月	本社事務所を移転。(大阪府高槻市から大阪市中央区へ)
平成2年9月	兵庫工場(兵庫県丹波市)(現兵庫第一工場)完成。
平成3年1月	小杉電子株式会社(富山県射水市 現アルインコ富山株式会社)を買収する。
7月	栃木茂木工場(栃木県芳賀郡茂木町)完成。
平成5年3月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
平成9年2月	アルインコ電子株式会社及びアルインコ貿易株式会社より営業の譲渡を受ける。
7月	茂木倉庫(栃木県芳賀郡茂木町)完成。
10月	足場工事の施工部門として、全額出資により東京仮設ビルト株式会社(埼玉県川口市)を設立。
12月	兵庫第二工場(兵庫県丹波市)完成。
平成10年8月	建設機材事業部高槻工場を兵庫第二工場へ集約。
平成14年3月	アルインコ建材リース株式会社を吸収合併。
平成15年9月	中華人民共和国(江蘇省蘇州市)に蘇州アルインコ金属製品有限公司を設立。
平成18年1月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成19年6月	株式会社光モール(大阪府藤井寺市)を買収する。
平成20年3月	中央ビルト工業株式会社(東京都中央区)の株式を追加取得したことにより、同社が持分法適用会社となる。
11月	オリエンタル機材株式会社(沖縄県那覇市)を買収する。
平成22年12月	株式会社ピカコーポレイション(大阪府東大阪市)と資本・業務提携契約締結。
平成23年10月	中華人民共和国(江蘇省蘇州市)にアルインコ建設機材レンタル(蘇州)有限公司を設立。
平成24年9月	中華人民共和国(遼寧省瀋陽市)に瀋陽アルインコ電子有限公司を設立。
平成24年11月	タイ王国(バンコク市)にアルインコ(タイランド)株式会社を設立。
平成25年5月	タイ王国(チャチュンサオ県)にアルインコ オクト(タイランド)株式会社を設立。

## 当社グループ

### ■ 子 会 社

会社名	住所	主な事業内容
アルインコ富山株	富山県	電子機器の組立・加工請負
東京仮設ビルト株	埼玉県	足場の架組工事請負
蘇州アルインコ金属製品有限公司	中華人民共和国	金属製品及び関連製品の開発・製造並びに販売
葦光モール	大阪府	アルミ型材・樹脂モール材の販売
オリエンタル機材株	沖縄県	建設用仮設機材の販売・レンタル
アルインコ建設機材レンタル(蘇州)有限公司	中華人民共和国	建設用仮設機材の販売・レンタル
アルインコ(タイランド)株	タイ王国	金属製品及び関連製品の製造・販売及び輸出入
アルインコ オクト(タイランド)株	タイ王国	建設用仮設機材の販売・レンタル及び輸出入
瀋陽アルインコ電子有限公司	中華人民共和国	無線機及び関連機器の設計開発



アルインコ富山株



兵庫第一工場



兵庫第二工場



蘇州アルインコ金属製品有限公司



アルインコ(タイランド)株



アルインコ オクト(タイランド)株

## 事業の内容

当社の企業集団等は、子会社9社及び関連会社3社で構成され、建設用仮設機材の製造・販売・レンタル、DIY用品などの住宅機器の製造・販売、電子製品等の製造・販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する物流、研究及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

その主な事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであり、これらは各セグメントと同一の区分であります。

**建設機材関連事業**：連結財務諸表提出会社(以下アルインコ株という)が製造販売及び仕入販売するとともに、その一部をオリエンタル機材株を通じて販売もしております。

中央ビルト工業株との間においては製品の相互供給を通じて、各社の得意先へ販売を行っております。

また、中華人民共和国において蘇州アルインコ金属製品有限公司が製造した製品をアルインコ建設機材レンタル(蘇州)有限公司が販売しております。

**レンタル関連事業**：アルインコ株が製造した製品の一部を、自社運用資産として得意先にレンタルしているほか、オリエンタル機材株もレンタルを行っております。

東京仮設ビルト株は足場工事の施工を行う会社であります。

中央ビルト工業株との間においてはレンタル用の仮設機材を相互に供給し、各社の得意先へレンタルしております。

また、中華人民共和国において蘇州アルインコ金属製品有限公司が製造した製品をアルインコ建設機材レンタル(蘇州)有限公司がレンタルしております。

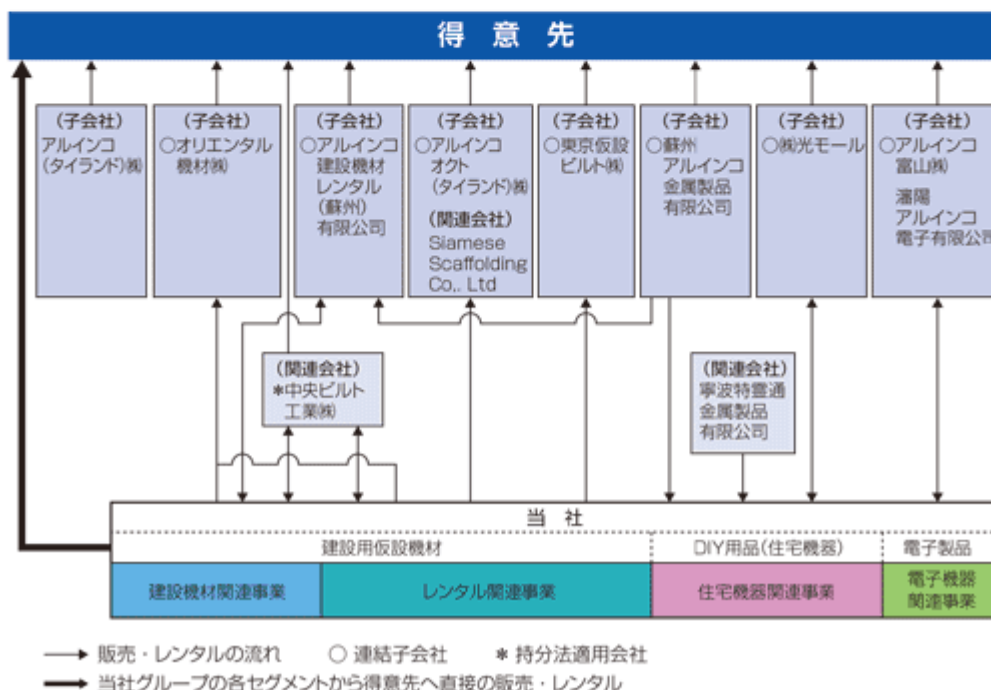
タイ王国においては、アルインコ オクト(タイランド)株がアルインコ株が製造した製品をレンタルしております。

**住宅機器関連事業**：蘇州アルインコ金属製品有限公司並びに寧波特雲通金属製品有限公司が製造した製品をアルインコ株が販売するほか、一部をアルインコ株が製造または仕入れて販売しております。

機光モールは、樹脂等の成型材であるモール材の仕入販売を行っている会社であり、アルインコ株からアルミ型材などを仕入れて販売しております。

**電子機器関連事業**：アルインコ株が開発・設計した仕様に基づき、製造工程の一部を子会社のアルインコ富山株に外注しております。無線機周辺機器については、アルインコ株が仕入れて販売しております。

また、瀋陽アルインコ電子有限公司はアルインコ株から無線通信機器の開発・設計の一部を受託しております。



## 取扱製品

### 建設機材関連



次世代システム足場(アルバトロス)



吊り足場(セーフティSKJ(ネル))



落下養生部材(アルミ朝顔)

### レンタル関連



中・高層用仮設機材レンタル



低層用仮設機材レンタル



仮設観覧席

### 住宅機器関連



アルミ製はしご・脚立等



フィットネスバイク



電動ウォーカー

### 電子機器関連



総務省消防庁  
消防救急デジタル無線共通仕様標準  
製品

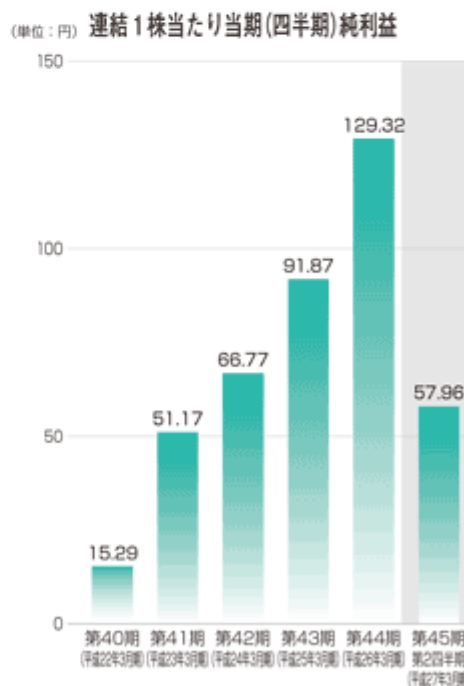
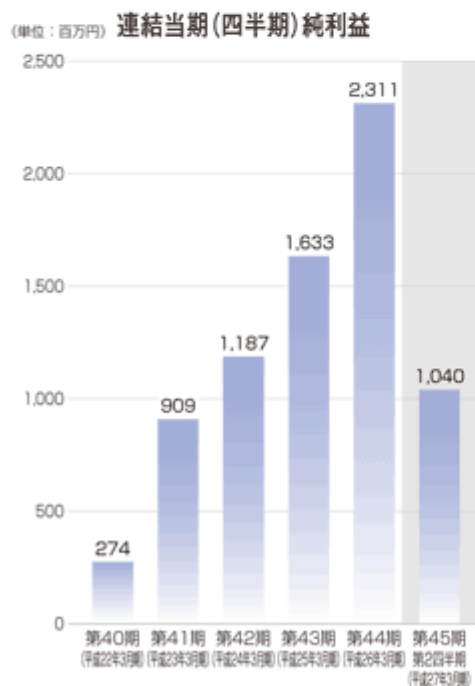
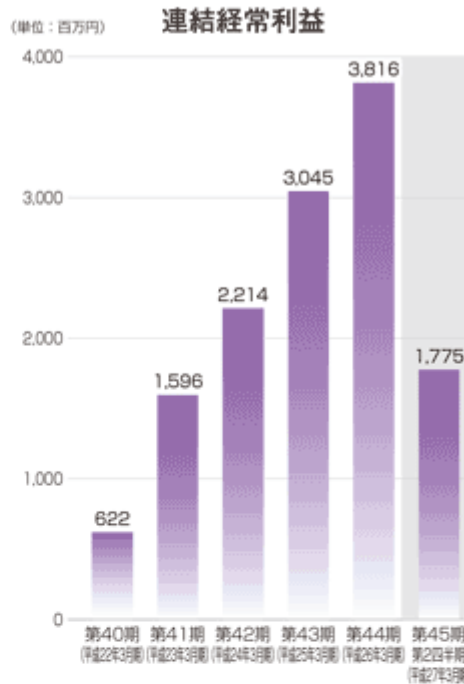
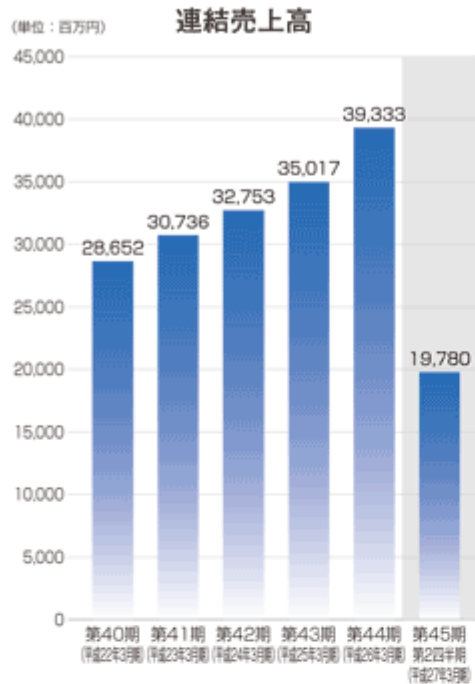


特定小電力トランシーバー  
(小型・軽量タイプ)

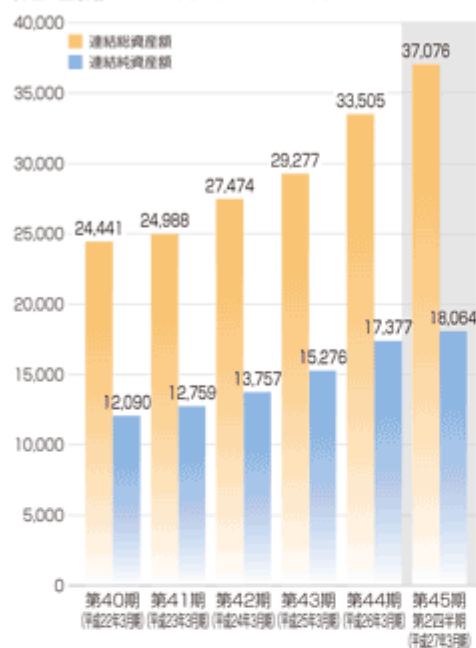


アナログ・デジタル  
両対応簡易無線機

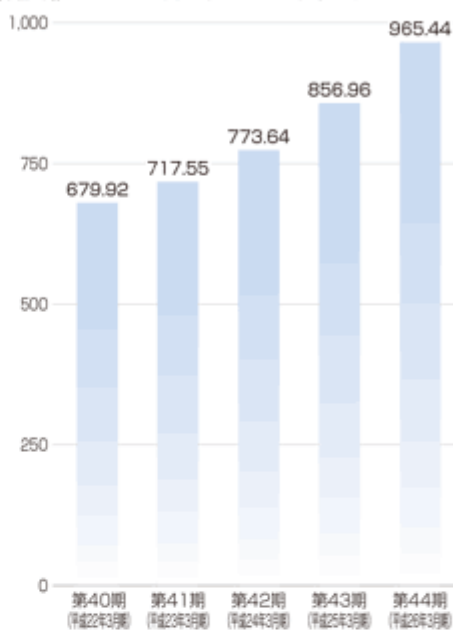
## 業績等の推移



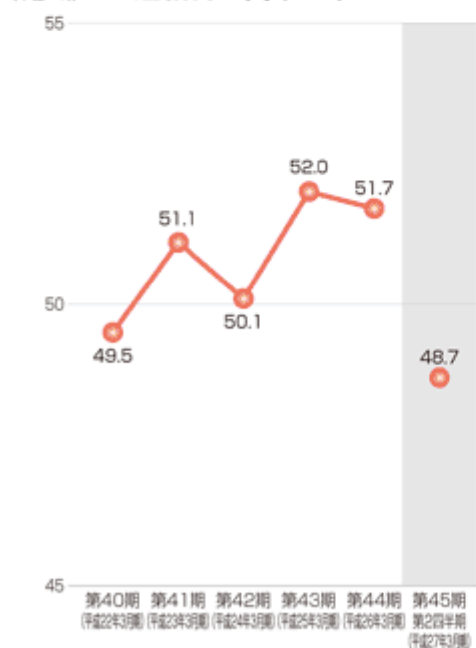
(単位：百万円) 連結総資産額/連結純資産額



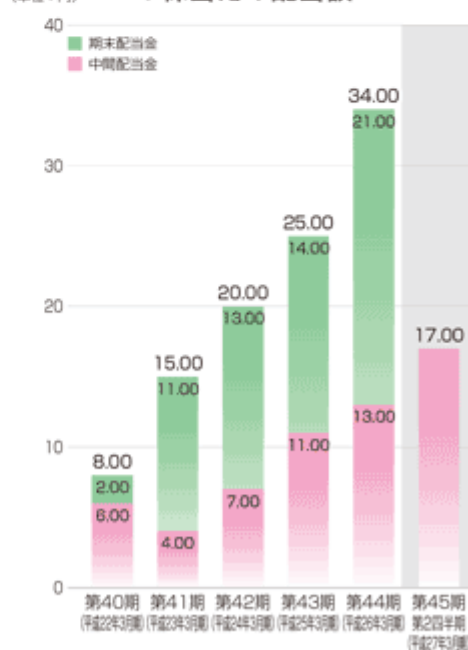
(単位：円) 連結1株当たり純資産額



(単位：%) 連結自己資本比率



(単位：円) 1株当たり配当額



## 主要な連結経営指標等の推移

回次		第40期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期 第2四半期 連結累計期間
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年9月
売上高	(千円)	28,652,922	30,736,470	32,753,036	35,017,213	39,333,497	19,780,393
経常利益	(千円)	622,393	1,596,417	2,214,806	3,045,223	3,816,399	1,775,679
当期（四半期）純利益	(千円)	274,241	909,869	1,187,387	1,633,648	2,311,068	1,040,171
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	—	—	1,317,492	1,935,586	2,490,956	1,007,835
純資産額	(千円)	12,090,531	12,759,588	13,757,821	15,276,061	17,377,508	18,064,672
総資産額	(千円)	24,441,330	24,988,460	27,474,092	29,277,139	33,505,462	37,076,178
1株当たり純資産額	(円)	679.92	717.55	773.64	856.96	965.44	—
1株当たり当期 （四半期）純利益	(円)	15.29	51.17	66.77	91.87	129.32	57.96
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益	(円)	—	—	66.71	91.39	128.90	57.87
自己資本比率	(%)	49.5	51.1	50.1	52.0	51.7	48.7
自己資本利益率	(%)	2.3	7.3	9.0	11.3	14.2	—
株価収益率	(倍)	15.6	7.4	8.6	9.9	9.3	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,287,716	3,149,968	2,845,516	2,466,957	3,146,350	811,496
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△1,303,456	△1,616,335	△2,287,606	△2,557,002	△2,444,954	△2,161,183
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△1,491,450	△515,764	△540,457	△157,657	29,735	1,401,613
現金及び現金同等物の 期末（四半期末）残高	(千円)	2,672,214	3,684,423	3,694,436	3,832,881	4,643,267	4,766,269
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	818 (94)	770 (106)	804 (108)	833 (104)	853 (98)	—

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。  
2. 第41期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

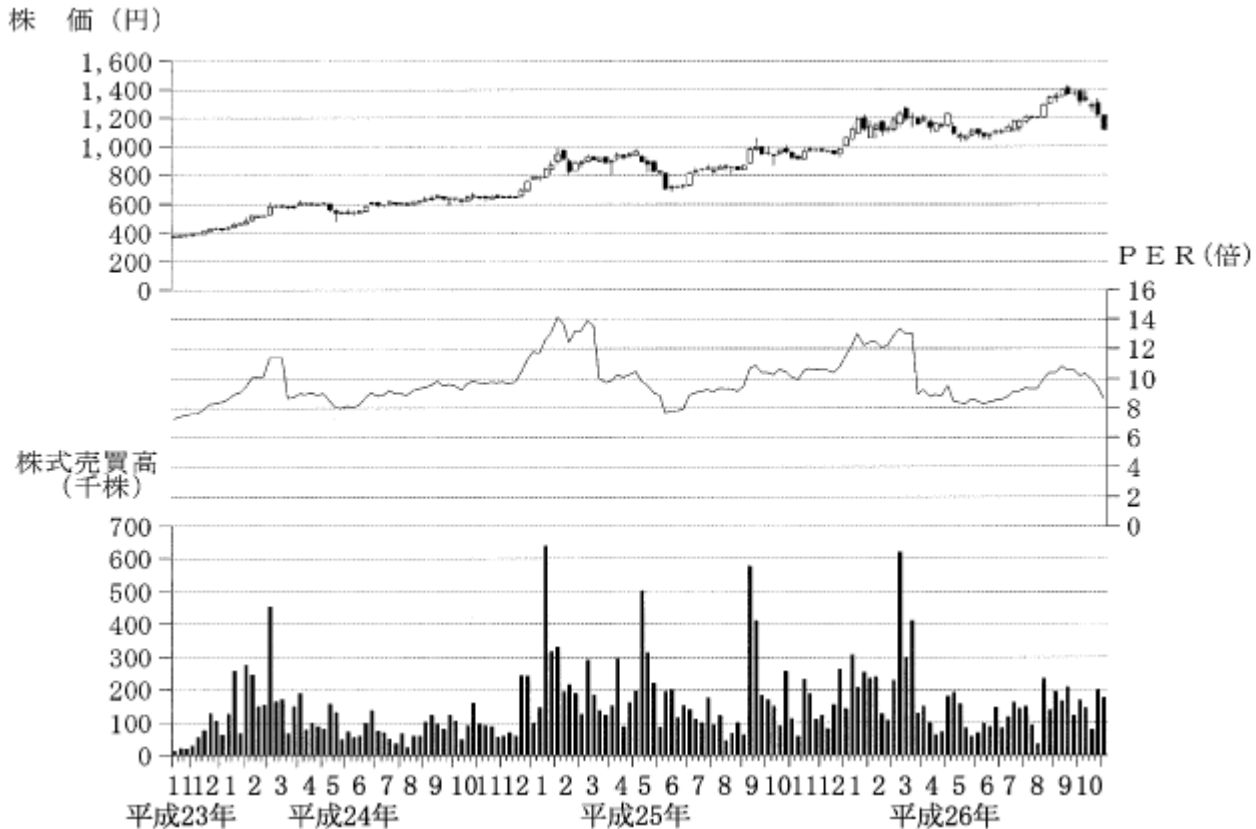


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年11月7日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所及び平成25年7月16日から平成26年10月31日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成23年11月7日から平成24年3月20日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年3月21日から平成25年3月20日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年3月21日から平成26年3月20日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年3月21日から平成26年10月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年5月10日から平成26年10月31日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所については、\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [事業等のリスク]

##### (1) 為替の変動について

当社グループの住宅機器関連事業は海外委託生産を行っており、平成27年3月期第2四半期累計期間の米ドル建商品仕入高は当社グループの総商品仕入高の74.5%となっております。当社グループは今後もコストダウンによる価格競争力を保持し販売シェア拡大のため、海外委託生産を継続する方針であります。取引は大部分が米ドル建てで行われており、為替相場が変動した場合、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。当社では仕入コストの安定を目的として為替予約取引による為替ヘッジを行っております。

##### (2) 建設動向について

当社グループの建設機材関連事業及びレンタル関連事業においては建設関連の仮設足場機材の販売並びにレンタルを事業としております。この業界はバブル期以降、縮小傾向で推移しておりますが、想定をさらに上回る建設需要の減少や関連価格の大幅な変動が起こった場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 新設住宅着工戸数の動向について

当社グループのレンタル関連事業の低層用仮設機材レンタルは主に住宅の建築時に使用されるため、当社グループの業績は新設住宅着工戸数の増減に少なからず影響を受けております。新設住宅着工戸数は一般経済情勢、金利動向、地価動向、建築基準法、税制等様々な要因の影響を受けますので、その結果によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 海外生産拠点への依存について

当社グループの電子機器関連事業の無線機等の製造工程のうち組立加工について価格面、品質面及び安定供給等の観点から外注先を選定した結果、フィリピンでの組立加工に依存する割合が大きくなっております。また、住宅機器関連事業も子会社の蘇州アルインコ金属製品有限公司を始め数社において海外委託生産を行っており、その主な国は中国であります。生産委託先のある国々の政治・社会情勢及び為替動向等によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 建設業法について

当社グループのレンタル関連事業が取得している一般建設業の「とび・土工工事業及び内装仕上工事業」の許可票は1件当たりの請負金額が500万円未満の請負工事においては必要とされておりません。しかしながら当社のレンタル関連事業の主な取引先は住宅会社、建設会社、工務店、リフォーム業者であり、取引を行なう場合一般建設業の許可については必須事項となっておりますので、一般建設業の許可の取消や停止事由が発生した場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (6) 将来に関する事項について

以上に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年11月10日)現在において当社グループが判断したものであります。

## 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

（平成26年6月23日提出の臨時報告書）

### 1 提出理由

当社は、平成26年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月19日

#### (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、井上雄策、小山勝弘、加藤晴朗、岸田英雄、平野晴正、家塚昭年、高田壮平、前川信幸、小林宣夫及び梨和 信を選任する。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、浅井俊幸及び松本邦雄を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	131,476	7,824	0	(注) 1	可決 93.06
第2号議案 取締役10名選任の件					
井上 雄策	138,997	303	0	(注) 2	可決 98.38
小山 勝弘	139,166	134	0		可決 98.50
加藤 晴朗	139,167	133	0		可決 98.50
岸田 英雄	139,167	133	0		可決 98.50
平野 晴正	139,157	143	0		可決 98.49
家塚 昭年	139,166	134	0		可決 98.50
高田 壮平	139,167	133	0		可決 98.50
前川 信幸	139,167	133	0		可決 98.50
小林 宣夫	139,167	133	0		可決 98.50
梨和 信	139,056	244	0		可決 98.42
第3号議案 補欠監査役2名選任の件					
浅井 俊幸	139,154	146	0	(注) 2	可決 98.49
松本 邦雄	139,026	274	0	可決 98.40	

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

### 3 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第44期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」（後記「第四部 組込情報」に記載の、四半期報告書（第45期第2四半期）において追加された計画を含む）は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）現在（ただし、既支払額については平成26年10月20日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	新工場棟兼 製品倉庫	900	-	増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 6月	平成27年 12月	(注) 2
提出会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	フック付 足場板 生産ライン	690	160	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成26年 8月	平成27年 3月	(注) 3
提出会社	全国営業所	レンタル 関連事業	レンタル 資産（次世 代足場等）	1,700	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 1月	平成29年 3月	(注) 4

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- 2 新工場棟に既存2工場（兵庫第一工場、兵庫第二工場）のアルミ関連製品生産ラインを集約することで効率化を図るとともに、外部倉庫にある在庫を製品倉庫に移管することで合理化を図るものであります。
- 3 兵庫第二工場の新工場棟にアルミ関連製品生産ラインを集約することに伴い、既存の工場棟に新たにフック付足場板生産ラインを設置するもので、完成後は当該製品の生産能力は設置前に比べておよそ67%増加する見込みです。
- 4 完成後の増加能力については、その貸出能力の合理的な測定が困難である為、記載を省略しております。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第44期)	自 平成25年3月21日 至 平成26年3月20日	平成26年6月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第45期第2四半期)	自 平成26年6月21日 至 平成26年9月20日	平成26年10月31日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し  
て提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイド  
ライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月18日

アルインコ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桃 原 一 也 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルインコ株式会社の平成25年3月21日から平成26年3月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルインコ株式会社及び連結子会社の平成26年3月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アルインコ株式会社の平成26年3月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、アルインコ株式会社が平成26年3月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 6 月18日

アルインコ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桃 原 一 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルインコ株式会社の平成25年3月21日から平成26年3月20日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルインコ株式会社の平成26年3月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年10月30日

アルインコ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桃 原 一 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルインコ株式会社の平成26年3月21日から平成27年3月20日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年6月21日から平成26年9月20日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年3月21日から平成26年9月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルインコ株式会社及び連結子会社の平成26年9月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。